

【感染の疑いがある体調不良者が発生した場合の対策ガイドライン】(追記部分)

1) 体調不良者とは、「感染疑い症状」がある者を指し、その対象者は、健康確認表最新版 9)のア)～カ(下記)に該当する者という。

ア 平熱を超える発熱(37.5℃以上、または平熱より1℃以上高い状態のいずれか)

***解熱剤を服用していないこと**

イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 下痢・嘔吐・嘔気

*体調不良者が発生した場合は、以下2)～4)の手順で行動すること。

*同時に現地大会(行事)本部、または都連事務局へ遅滞なく届け出ること。

*受診までの方法に不安がある場合は、【別紙1】を参考にする。

2) 体調不良者本人に医療機関受診までのプロセス

・出来るだけ地域の医療機関で受診し、受診以降の対応については受診した医師の判断に従う。

・地元での受診が困難な場合は、バブル輸送方式(他者と接触しない方法)において受診地まで移動する。

・受診の結果については、遅滞なく関係者(指示された者)へ報告し、行動についても指示に従うこと。

(医師の判断、保健所等の公的機関の判断を優先)

3) 1)の発覚に伴い、濃厚接触の可能性のある者がいる場合は、以下の対応を行うことを原則とする。

尚、濃厚接触者の定義は【別紙2】の通り

・受診結果が判明するまで、3)の濃厚接触の可能性のあるものは全員、隔離待機する。

または、保健所の別の指示がある場合はそれに従うこと。

・体調不良者本人の受診結果により、以降の行動については医師の判断に従う。

・受診結果が判明する前に帰宅する場合は、バブル輸送方式(他者と接触しない方法)において移動する。

- 4) 体調不良者(定義は1)の通り)が発生し、受診結果前に大会等への参加可否の判断が必要な場合【別紙3】の基準で判断することを原則とする。
体調不良者に、5)に該当する診断書などが無く、周囲のものについても全く接触がない場合を除き、本人、周囲のもの(定義は【別紙3】参照)を含めて、大会、行事の参加が出来ない場合がある。
- 5) 体調が回復し、大会、行事等に復帰を希望する場合の対応
医師の診断書など(検査の内容、検査結果、診断の結果、復帰の可否などを記載したもの)の証明できるものにより、復帰が可能と診断された場合は、連盟としては復帰を許可する。
但し、学校等の所属団体の判断を優先させることとする。
- 6) 各判断については、当該行事の組織委員会、または現地の責任者において行う。

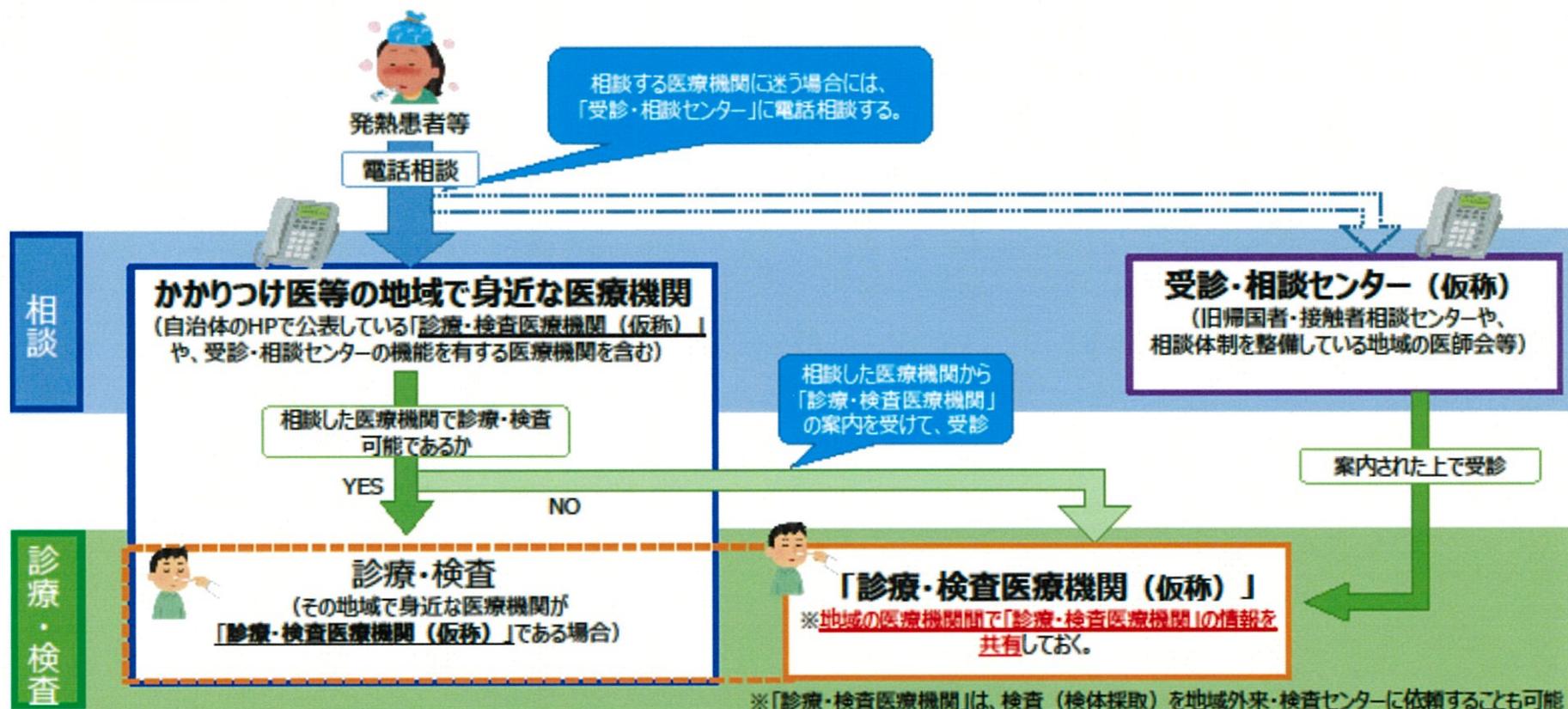
発熱等の症状のある方の相談・受診の流れ

<住民に対して周知すること>

- 発熱等の症状が生じた場合には、**まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に、電話相談**すること。
- 相談する医療機関に迷う場合には、「**受診・相談センター**」に相談すること。

<都道府県等や地域の医療関係者で整備すること>

- 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、「**診療・検査医療機関**」とその対応時間等を、地域の医療機関や「**受診・相談センター**」間で**随時、情報共有**しておくこと。
- その上で、地域の医師会等とも協議・合意の上、「**診療・検査医療機関**」を公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と**対応可能時間等を公表**する等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講ずること。



【別紙 2】

表 3-2 濃厚接触者の定義

「患者（確定例）」の感染可能期間（発症 2 日前～）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として 1m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

*積極的疫学調査実施要領について（2021 年 1 月 8 日改訂）

【別紙 3】

体調不良者が発生した場合の大会等の出場判断

	14日前～ 8日前	7日前～ 1日前	大会参加初日	大会参加 2日目以降
選手団（競技）内で 感染者が発生した場合	× (※1)	× (※1)	×	×
選手団（競技）内で 濃厚接触者が発生した場合	× (※2)	× (※2)	×	×
選手団（競技）内で 体調不良者が発生した場合	▲ (※3)	△ (※3)	×	×

▲：体調不良者が、次のア又はイの要件が満たされた場合、参加することができる。

ア 感染疑い症状の発症後、8日間が経過し、かつ、薬剤を服用していない状態で感染疑い症状消失後72時間以上経過している場合

イ 薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合

△：体調不良者が薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合は参加することができる。

×：参加不可。

参加不可とする場合、原則として周囲の者全員を不可とする。

ただし、以下の場合は「周囲の者」に含めないこととする。

※1 感染者が発症した日（無症状の場合は検体採取日）の2日前以降に、当該感染者と完全に別行動で、全く接触がなかった場合

※2 濃厚接触者が感染者と接触があった日以降に、当該濃厚接触者と完全に別行動で、全く接触がなかった場合

※3 体調不良者が症状を発症した日の2日前以降に、当該体調不良者と完全に別行動で、全く接触がなかった場合

ここで言う「体調不良者」とは感染疑い症状がある者を指し、「周囲のもの・選手団」とは、当該の大会、行事等に参加するための行動を共にしているチーム、クラブ等の団体（選手、監督、コーチ、サポートスタッフなど）を指す。